投資信託説明書(交付目論見書)
２０２６．７．１８

DWS グローバル公益債券ファンド(毎月分配型)

Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

●本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。
●当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 359 号
ホームページアドレス
https://funds.dws.com/ja-jp/
電話番号 03-6730-1308
（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

受託会社［ファンドの財産の保管及び管理を行う者］

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うＤＷＳ グローバル公益債券ファンド（毎月分配型）Ａコース（為替ヘッジあり）／Ｂコース（為替ヘッジなし）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2026 年 7 月 17 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 7 月 18 日にその効力が発生しております。

1．当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2．投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3．投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

＜商品分類及び属性区分＞

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産（投資信託証券(債券)）	年 12 回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	＜Ａコース＞あり（フルヘッジ） ＜Ｂコース＞なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照下さい。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985 年 7 月 8 日
資本金	3,078 百万円（2026 年 5 月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	875,707 百万円（2026 年 5 月末現在）

投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様に投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

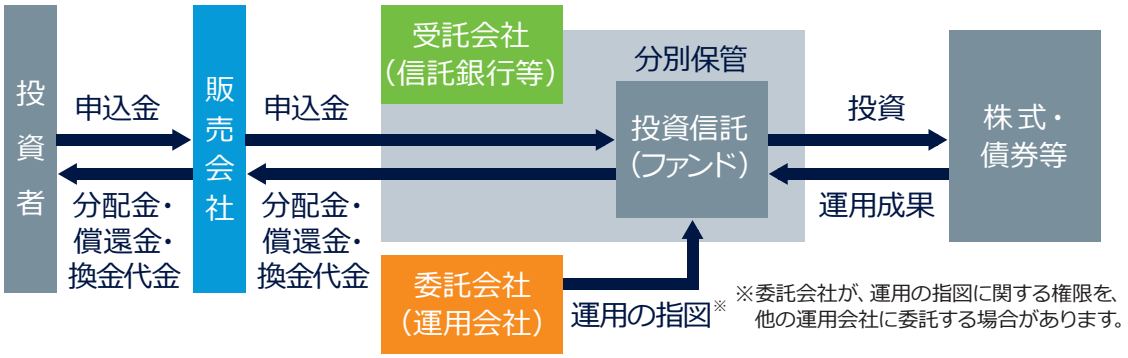

留意ポイント

(1)購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
(2)保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
(3)信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
(4)購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
(5)一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
(6)信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1 DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

■ 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。

■ 上記に加え、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。

■ 組入債券の平均格付は、原則としてＡ格相当以上となることを目指します。

■ 投資対象は、取得時において原則としてＢＢＢ格相当以上の投資適格債とします。

（注1）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。

（注2）複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。

■ 債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

2 毎月決算を行い、収益分配を行います。

■ 毎月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

■ 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

（注）収益分配方針については、後記「分配方針」をご参照下さい。

3 Ａコース（為替ヘッジあり）とＢコース（為替ヘッジなし）があります。

■ Ａコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（ヘッジコストがかかる場合があります。）

■ Ｂコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（注1）販売会社によっては、Ａコース、Ｂコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

4 Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ＤＷＳインベストメントGmbHに委託します。

■ ＤＷＳインベストメントGmbHはＤＷＳグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

5 ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

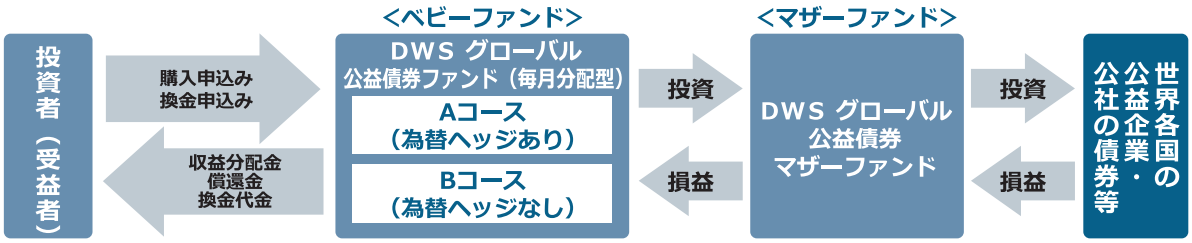

＜運用プロセス＞

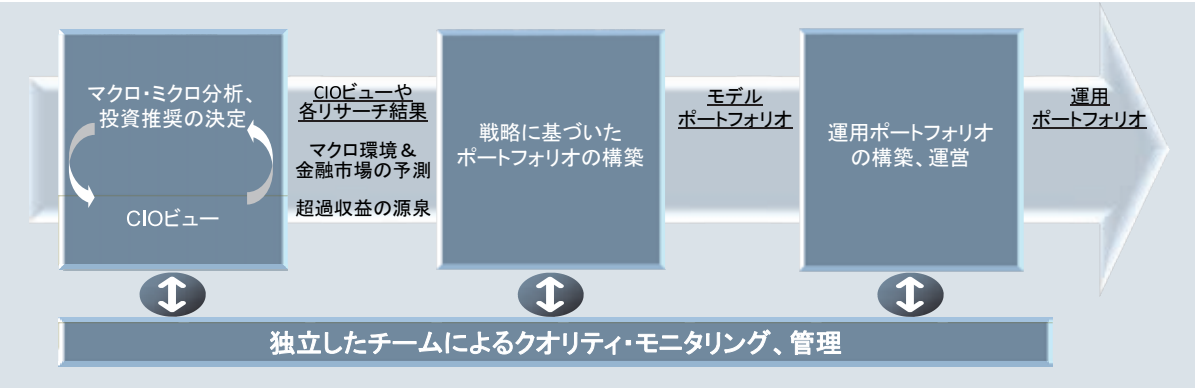

ミクロ分析

（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。
（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

［収益分配金に関する留意事項］

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

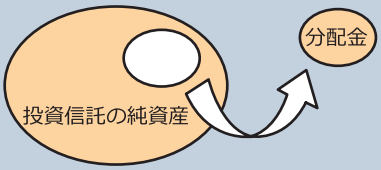

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

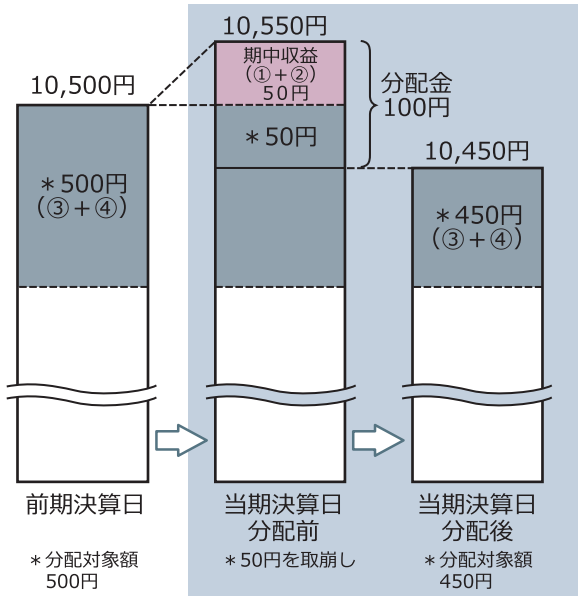

前期決算日から基準価額が下落した場合

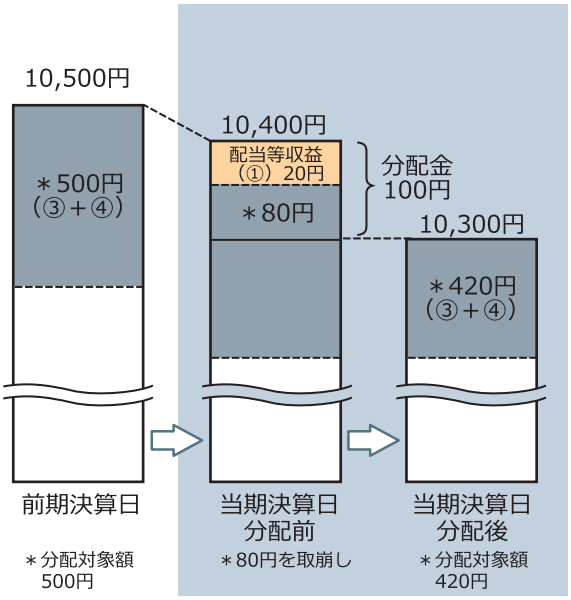

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

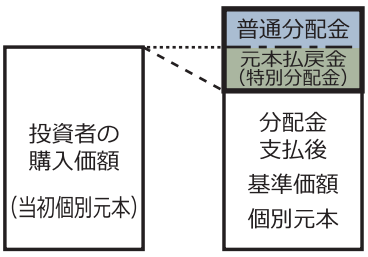

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

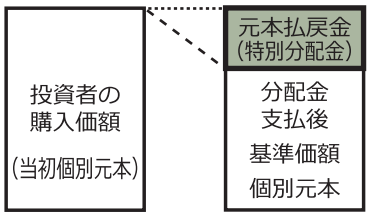

普通分配金 ： 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） ： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

④カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

・マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

(2021年6月～2026年5月)

Aコース

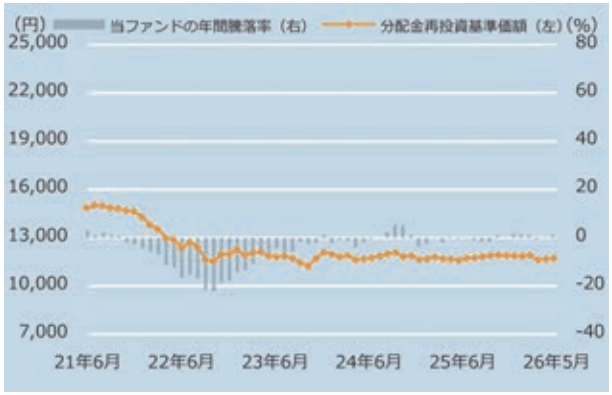

Bコース

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

(2021年6月～2026年5月)

Aコース

Bコース

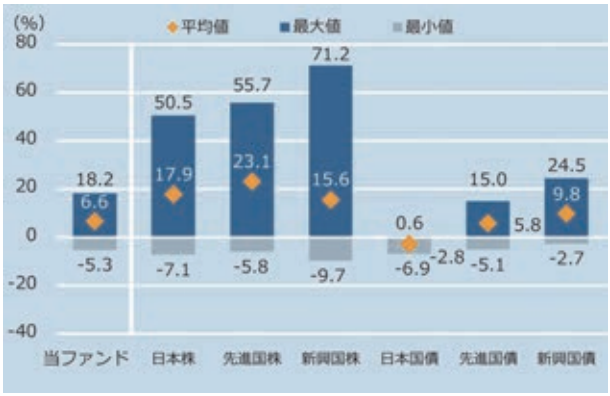

※1　年間騰落率とは、各月末における直近１年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が０円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2021 年 6 月～2026 年 5 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）　すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）　先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「ＮＦＲＣ」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はＮＦＲＣに帰属します。なお、ＮＦＲＣはＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－グローバル（除く日本）及びＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morgan は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2026 年 5 月 29 日

基準価額・純資産の推移 (2016/5/27～2026/5/29)

Aコース

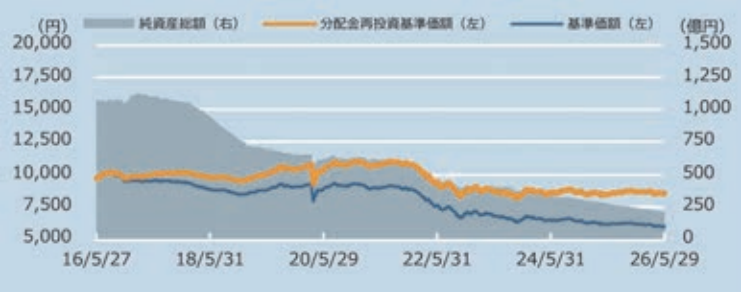

Bコース

分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2026年 5月	20 円
2026年 4月	20 円
2026年 3月	20 円
2026年 2月	20 円
2026年 1月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	6,080 円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2026年 5月	40 円
2026年 4月	40 円
2026年 3月	40 円
2026年 2月	40 円
2026年 1月	40 円
直近1年間累計	480 円
設定来累計	8,020 円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が 0 円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国	業種	通貨	償還日	クーポン(%)	格付	比率 (%)
1	デューク・エナジー・フロリダ	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	6.400	A+	3.1
2	オンコー・エレクトリック・デリバリー	アメリカ	電力	USD	2040/9/30	5.250	A	2.6
3	コンソリデーテッド・エジソン（ニューヨーク州）	アメリカ	電力	USD	2044/3/15	4.450	A-	2.4
4	イー・オン・インターナショナル・ファイナンス	オランダ	電力	USD	2038/4/30	6.650	A-	2.4
5	トランスカナダ・パイプラインズ	カナダ	ガス	USD	2039/1/15	7.625	BBB+	2.2
6	エンタープライズ・プロダクツ・オペレーティング	アメリカ	その他公益企業、公社	USD	2041/2/1	5.950	A-	1.9
7	パブリック・サービス・エレクトリック&ガス	アメリカ	電力	USD	2043/1/1	3.800	A+	1.5
8	ジョージア電力	アメリカ	電力	USD	2042/3/15	4.300	A	1.4
9	ドミニオン・エナジー	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	7.000	BBB+	1.4
10	ミッドアメリカン・エナジー	アメリカ	電力	USD	2055/2/1	5.300	AA	1.3

マザーファンドにおける業種別構成比

業種	比率 (%)
電力	67.7
ガス	12.9
その他公益企業、公社	15.2

※1 格付は、Moody's、S＆P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース

Bコース

※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2 2026 年は 5 月末までの騰落率を表示しております。
※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して 6 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時 30 分とします。 ただし、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
購入の申込期間	2026 年 7 月 18 日から 2027 年 1 月 20 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日（2009 年 4 月 30 日）から無期限とします。
繰上償還	各ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年 12 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて 1 兆円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6 ヵ月毎（毎年 4 月及び 10 月の決算日を基準とします。）及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA(ニーサ)）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は 2026 年 5 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に **3.3%（税抜 3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の純資産総額に年率 **1.584%（税抜 1.44%）**を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※Aコースの為替ヘッジ及びマザーファンドの運用の指図を行うＤＷＳインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。	
配分（税抜）及び役務の内容	委託会社 0.70%	委託した資金の運用等の対価
	販売会社 0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
	受託会社 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 **0.10%を上限**とします。 ※信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎年４月及び 10 月の決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して **20.315%**
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して **20.315%**

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は、2026 年５月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025年10月21日～2026年4月20日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
Aコース	1.60%	1.58%	0.02%
Bコース	1.60%	1.58%	0.02%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【１年あたりのご負担率（税抜き）】

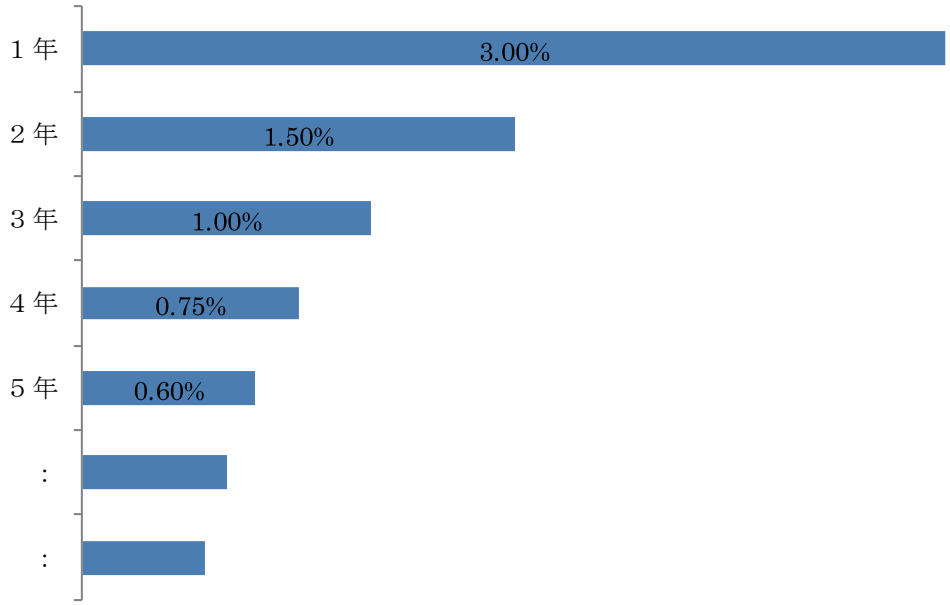

※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。
その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。
※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。
実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。
投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。
実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。
・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
これは交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入時の情報提供等の対価です。
・（JP 投信株式会社のファンドの場合）当行は、当ファンドの発行者である JP 投信株式会社と資本関係及び人的関係があります。
当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係及び人的関係がある JP 投信株式会社の収益となります。
・（セゾン投信株式会社のファンドの場合）当行は、当ファンドの発行者であるセゾン投信株式会社と資本関係及び人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係及び人的関係があるセゾン投信株式会社の収益となります。
・（野村アセットマネジメント株式会社のファンドの場合）当行は、当ファンドの発行者である野村アセットマネジメント株式会社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある野村アセットマネジメント株式会社の収益となります。
・（大和アセットマネジメント株式会社のファンドの場合）当行は、当ファンドの発行者である大和アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある大和アセットマネジメント株式会社の収益となります。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

✓ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

投資信託のリスクについて

✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

✓ 投資信託は預貯金と異なります。

投資信託の手数料などの諸費用について

✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第３３条の２の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- お取引に当っては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしたうえで、当行所定の日に払い戻します。
- お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

当行の苦情処理措置および紛争解決措置

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あっせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	０１２０－６４－５００５	電話番号	０５７０－０１７１０９ または０３－５２５２－３７７２
受付時間	９：００～１７：００ （土・日・休日、12/31～1/3を除く）	受付時間	９：００～１７：００ （土・日・休日、12/31～1/3を除く）

当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター(電話番号０８００－８００－４１０４：通話料無料) ［受付時間：平日９：００～１８：００(土・日・休日、12/31～1/3を除く)］ なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。